

# 認定こども園への移行について



# 日吉中央保育所→ひよしこども園 みやま保育所→みやまこども園

- 令和4年4月より保育所型認定こども園として運営予定

★令和4年3月定例議会にて南丹市立認定こども園条例を提案  
議決後、利用保護者へお知らせ予定です  
利用手続きは変更ありません

## ○保育所型認定こども園

認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす類型

就労をされていない等、保育の必要のない子どもは午後2時頃に降園します

○認定こども園には、この他の類型として幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型があります



# 日吉・美山地域の保護者のおもい

- もう3歳だけど働いていないから保育所に入れない、どこか仕事を探そうかな？
- 幼稚園でいいのに家から遠くて通えないなあ。
- 地域のお友だちと一緒にいろんなことを経験させてあげたい。
- 育児休業中は家庭保育できるので短い利用時間でいいんだけど。  
などなど・・・

➡地域に幼稚園がないため、保育が必要な理由を作り保育所を利用されていました



# 参考「こども・子育て支援新制度」



平成27年4月スタート  
子育てを社会全体で「量」と  
「質」の両面から支えます



子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指して。

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及に取り組みます。

## 認定こども園とは？

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設です

★3~5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。

★保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。



## 南丹市立認定こども園条例

### (設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども（法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）に対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、南丹市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

### (認定こども園の類型)

第2条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型 幼稚園と保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園の機能を果たすもの
- (2) 幼稚園型 幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすもの
- (3) 保育所型 保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすもの

### (名称、位置、類型及び定員)

第3条 認定こども園の名称、位置、類型及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	類型	定員(人)
南丹市立ひよしこども園	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地 外	保育所型	85
南丹市立みやまこども園	南丹市美山町島島台53番地	保育所型	95

### (事業の内容)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育

(3) 法第 2 条第 12 項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし市長が必要と認める事業

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園の資格)

第 5 条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子ども

(2) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する小学校就学前子ども

(3) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する小学校就学前子ども

(保育料)

第 6 条 前条第 1 号に規定する子どもに係る保育料は、南丹市立幼稚園保育料条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 22 号）の、同条第 2 号及び同条第 3 号に規定する子どもに係る保育料は、南丹市保育所保育料徴収規則（平成 18 年南丹市規則第 84 号）の定めるところによる。

(給食費)

第 7 条 第 5 条各号に規定する子どもに係る給食費は、南丹市立幼稚園等給食費の徴収に関する要綱（令和 4 年南丹市告示第 10 号）の定めるところによる。

第 7 条 第 5 条第 1 号及び第 2 号に規定する子どもに係る給食費は、南丹市立幼稚園等給食費の徴収に関する要綱（令和 4 年南丹市告示第 10 号）の定めるところによる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(南丹市市営バス運行事業に関する条例の一部改正)

2 南丹市市営バス運行事業に関する条例（平成 18 年南丹市条例第 19 号）

の一部を次のように改正する。

現行		改正後（案）	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
路線名	区間	路線名	区間
(1) 五ヶ荘線	中央保育所前____(南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地)から 上佐々江(南丹市日吉町佐々江太田谷72番地)の間	(1) 五ヶ荘線	ひよしこども園前(南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地)から 上佐々江(南丹市日吉町佐々江太田谷72番地)の間
(2) 世木線	中央保育所前____(南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地)から 上谷(南丹市日吉町中世木越の前4番地)の間	(2) 世木線	ひよしこども園前(南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地)から 上谷(南丹市日吉町中世木越の前4番地)の間
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南丹市条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後（案）		
(設置) 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。			(設置) 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。		
区分	名称	所在地	区分	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
児童 福祉 施設	(略)	(略)	児童	(略)	(略)
	南丹市立胡麻保 育所	南丹市日吉町胡麻 中野辺谷73番地	福祉 施設	南丹市立胡麻保 育所	南丹市日吉町胡麻 中野辺谷73番地
	南丹市立日吉中 央保育所	南丹市日吉町保野 田垣ノ内11番地・ 12番地1合地		南丹市立ひよし こども園	南丹市日吉町保野 田垣ノ内11番地 外
	南丹市日吉興風 児童館	南丹市日吉町田原 湊谷口25番地		南丹市日吉興風 児童館	南丹市日吉町田原 湊谷口25番地

胡麻どんぐり放 課後児童クラブ	南丹市日吉町胡麻 中野辺谷3番地4	胡麻どんぐり放 課後児童クラブ	南丹市日吉町胡麻 中野辺谷3番地4
南丹市立みやま 保育所	南丹市美山町島島 台53番地	南丹市立みやま こども園	南丹市美山町島島 台53番地
南丹市立知井保 育所	南丹市美山町中勘 定7番地	南丹市立知井保 育所	南丹市美山町中勘 定7番地
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市スクールバス条例の一部改正)

4 南丹市スクールバス条例（平成18年南丹市条例第118号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>(管理及び運送方法等)</p> <p>第4条 バスの運行区間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 五ヶ荘線</p> <p><u>中央保育所前</u>（南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地）から上佐々江（南丹市日吉町佐々江太田谷72番地先）の間</p> <p>(2) 世木線</p> <p><u>中央保育所前</u>（南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地）から上谷（南丹市日吉町中世木越の前4番地先）の間</p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p>(管理及び運送方法等)</p> <p>第4条 バスの運行区間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 五ヶ荘線</p> <p><u>ひよしこども園前</u>（南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地）から上佐々江（南丹市日吉町佐々江太田谷72番地先）の間</p> <p>(2) 世木線</p> <p><u>ひよしこども園前</u>（南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地）から上谷（南丹市日吉町中世木越の前4番地先）の間</p> <p>(3)～(11) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市立保育所条例の一部改正)

5 南丹市立保育所条例（平成18年南丹市条例第143号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

名称	位置	定員	名称	位置	定員
南丹市立園部保育所	南丹市園部町木崎町下ヲサ46番地	150人	南丹市立園部保育所	南丹市園部町木崎町下ヲサ46番地	150人
南丹市立城南保育所	南丹市園部町城南町中井50番地	150人	南丹市立城南保育所	南丹市園部町城南町中井50番地	150人
南丹市立八木中央保育所(南丹市立八木中央幼児学園)	南丹市八木町西田河原條42番地	130人	南丹市立八木中央保育所(南丹市立八木中央幼児学園)	南丹市八木町西田河原條42番地	130人
南丹市立八木東保育所(南丹市立八木東幼児学園)	南丹市八木町北屋賀焼石8番地3	60人	南丹市立八木東保育所(南丹市立八木東幼児学園)	南丹市八木町北屋賀焼石8番地3	60人
南丹市立胡麻保育所	南丹市日吉町胡麻中野辺谷73番地	90人	南丹市立胡麻保育所	南丹市日吉町胡麻中野辺谷73番地	90人
南丹市立日吉中央保育所	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地・ <u>12番地1合地</u>	90人	南丹市立興風保育所	南丹市日吉町田原 淵谷口26番地2	45人
南丹市立興風保育所	南丹市日吉町田原 淵谷口26番地2	45人	南丹市立知井保育所	南丹市美山町中勘 定7番地	30人
南丹市立みやま保育所	南丹市美山町島島台53番地	90人			
南丹市立知井保育所	南丹市美山町中勘定7番地	30人			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(準備行為)

- 6 認定こども園の入園に関し必要な申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。